

播磨町ホームページ広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、播磨町広告掲載要綱（平成20年要綱第17号。以下、「広告掲載要綱」という。）及び播磨町広告掲載基準（以下、「広告掲載基準」という。）の規定に基づき、播磨町ホームページを広告媒体として活用するに当たり必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 播磨町ホームページ（以下、「町ホームページ」という。）

町が管理するホームページで、<http://www.town.harima.lg.jp> で始まるものをいう。

(2) バナー広告

町ホームページで取扱う広告であり、文字又は画像で表示された情報で、広告主等の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の規格及び掲載位置)

第3条 バナー広告の規格は、原則として次のとおりとする。

(1) バナー画像のサイズは、次のとおりとする。

ア 左右 150ピクセル

イ 天地 60ピクセル

(2) バナー画像のファイル容量は4キロバイト以下とする。

(3) バナー画像の形式はG I F、J P E G又はP N Gとする。

2 町ホームページにバナー広告を掲載するに当たり、その広告表現について、ページデザイン及び使いやすさを保持するために、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 禁止する表現

次の表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

① 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

② アラートマーク（「警告」「注意」など警告を発しているかのような誤解を与える恐れのあるもの）

③ ラジオボタン（選択ができるような誤解を与えるもの）

④ テキストボックス（入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）

⑤ プルダウンメニュー（下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）

(2) G I Fアニメ等

G I Fアニメ及びF L A S H等の動的な表現のバナー画像は、利用者に過度な負担を与えないよう、障害者・高齢者のホームページの利用に配慮する指針である日本工

業規格「JIS X 8341-3 : 2010」を尊重し、播磨町アクセシビリティガイドラインを遵守すること。

(3) 町ホームページとの区別

次の表現については、利用者が町ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同する恐れがあるため、禁止とする。

- ① 町ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- ② 「法律相談」など市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、利用者が播磨町の事業であると誤認しやすいもの。

(4) 色調

文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(5) 解像度

文字やイラスト等の解像度について適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

3 バナー広告を掲載するページ、位置及び枠数は次の各号に掲げるところによる。

- (1) 掲載するページは、「播磨町ホームページ（トップページ）」とする。
- (2) 掲載する位置は、別図に示す位置とする。
- (3) 掲載する枠数は、1 2 枠とする。

(掲載希望者の募集)

第4条 広告掲載希望者の募集は、町ホームページなどの広報媒体を活用して公募する。

- 2 公募を行うにあたって、町は広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(掲載の申込み)

第5条 町ホームページへの広告掲載希望者は、播磨町ホームページ広告掲載申込書（以下、「広告掲載申込書」という。）により、郵送、ファクシミリ、または電子メールで町長が指定する期間内に申し込むこととする。その際、町は必要に応じて、当該希望者に関する資料を求めることができる。

(広告原稿の作成及び提出)

第6条 広告主は、第3条第1項及び第2項の規定に基づき作成した広告原稿を電子メールもしくは CD-R 等の記録媒体により、広告掲載申込書に添えて町に提出するものとする。なお、広告原稿と記録媒体はあらかじめウイルスチェックを行い、安全であることが確認されたものでなければならない。

- 2 広告原稿の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載の決定等)

第7条 町長は、広告掲載要綱及び広告掲載基準の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。この場合、当該広告がリンクしているホームページの内容についても準用するものとする。

2 町長は、広告掲載希望者が第3条第3項第3号に規定する枠数を超えたときは、広告掲載要綱第5条の規定に基づき決定するものとする。なお、同順位のものの中では、掲載希望月数の多いものを優先することができる。

3 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第3条第3項第3号に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(掲載期間)

第8条 広告を掲載する期間は、原則として1カ月単位とし、最長でも掲載した日の属する年度の3月31日までとする。

2 広告を掲載する開始日(以下「広告掲載開始日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。

3 広告を掲載する終了日(以下「広告掲載終了日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

4 第2項及び前項の規定にかかわらず、広告掲載開始日及び広告掲載終了日が日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に基づく休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合は、町が別に定める。

5 広告掲載期間中、町の都合によりホームページを閉鎖した場合、その閉鎖日数に合わせ掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1カ月当たり3日(72時間)未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載の取消し)

第9条 町長は、バナー広告やバナー広告のリンク先のホームページ又はサーバーがコンピューターウイルスに汚染される等、リンクを継続することが危険と判断されたときは、広告掲載要綱第12条第1項第5号に該当するものと判断し、広告掲載を取り消すことができる。

(掲載料金)

第10条 バナー広告の掲載料は、1枠あたり月額10,000円とする。

2 連続する6カ月以上の期間にわたりバナー広告を掲載する場合は、前項の規定に関わらず、広告料金の総額から1割を減額して当該広告の掲載料とする。

(広告掲載料の納付)

第 11 条 広告掲載料は、掲載の決定後、町長が指定する期日までに、町の指定する納付場所において一括前納するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(協議)

第 12 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町の判断に従うものとする。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成 28 年 3 月 16 日から適用する。

別図（第3条関係）

広告掲載位置は本文エリア下部、フッターエリア上部とする。

